

沖縄県農山漁村活性化対策整備事業交付要綱

平成19年11月21日 制 定

令和3年3月25日 最終改正

(趣旨)

第1条 知事は、農山漁村の活性化を図るため、国の定める沖縄振興公共投資交付金制度要綱（平成24年4月6日付け各府省事務次官連名通知）、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年4月6日付け23地第484号。以下、「交付要綱」という。）に基づき、市町村、農林漁業団体等（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号。）第5条第4項に定める農林漁業団体等）が行う事業に要する経費、若しくは農林漁業団体等が実施する事業に対し市町村が補助する経費に対し、予算の範囲内において、交付金を交付するものとし、その交付に関しては沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象事業、経費及び交付率)

第2条 交付の対象となる事業に要する経費及び交付率は、別表に定めるところによる。

(交付金の交付申請及び交付金交付決定前着手)

第3条 交付金の交付を受けようとする市町村等は、交付金交付申請書（第1号様式）を、毎年度知事が別に定める日までに、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 市町村等が交付金交付申請書を提出するにあたって、当該交付金に係る消費税等相当額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

3 交付金の交付を受けようとする市町村等は、交付金交付決定前に交付対象事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した交付金交付決定前着手届（第1号の2様式）を沖縄県知事に提出しなければならない。

(事業内容、経費配分及び交付額増減の変更)

第4条 市町村等は、事業内容、経費配分を変更（軽微な変更を除く）及び交付額増減の変更をしようとするときは、変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出して、事前にその

承認を受けなければならない。

2 前項に規定する軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(着手報告)

第5条 交付金の交付決定を受けた市町村等は、着手後14日以内に、着手報告書(第3号様式)にて、知事に報告しなければならない。

(申請の取り下げ)

第6条 市町村等は、交付金の交付申請を取り下げようとするときは交付金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までに行わなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第7条 市町村等は、事業を中止、又は廃止するときは、事業中止(廃止)承認申請書(様式4号)を知事に提出し、事前にその承認を受けなければいけない。

(完了予定日の変更)

第8条 市町村等は、当該事業が予定期間内に完了しないときは、予定期間延長承認申請書(第5号様式)を知事に提出して、事前に承認を受けなければならない。

(概算払い請求)

第9条 第5条の着手報告した市町村等は、交付金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第10条 市町村等は、交付金の交付決定通知のあった年度の各四半期(第4・四半期は除く)の末日現在における事業の遂行状況について、当該四半期の最終月の翌月の15日までに遂行状況報告書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 市町村等は、事業が完了した日から起算して20日以内又は交付金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

2 市町村等が前項の実績報告書を提出するにあたって、当該交付金に消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 市町村等が前項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、交付金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を消費税等相当額報告書報告書(第9号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類の経由)

第12条 この要綱により知事に提出する書類は、所轄の農林水産振興センター又は所轄の農林土木事務所を経由しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 規則第19条第2号で定める財産は、それぞれ1件の取得価額50万円以上のものとする。

(証拠書類の保管)

第14条 市町村等は、交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

ただし、取得財産について定める処分制限期間内は、財産管理台帳（様式10号）及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年11月21日から施行し、平成19年度予算に係る交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月3日から施行し、平成20年度予算に係る交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月11日から施行し、平成26年度予算に係る交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年3月31日から施行し、平成27年度予算に係る交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月31日から施行し、平成29年度予算に係る交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この通知による改正前の要項に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。